

# 12月19日証人尋問に70名参加 次回6月5(金)で結審の予定。判決期日は未定

会費納入をお願いします！ 静岡県リニア工事差止訴訟の会 ニュース NO. 23 2025/12/25

## <裁判所前ミニ集会>

11時からの証人尋問期日のこの日、10時30分から裁判所前でミニ集会を行った。久ぶりに約60名の方が傍聴のために集まってくれた。訴訟の会の共同代表の森伸一さんの挨拶を皮切りに、この日のために東京から来られたストップ・リニア訴訟弁護団共同代表の関島弁護士に挨拶していただいた。続いて、午後に証人として法廷に立つ桜井和好さん、大石和央さん、山本敦さんの三名がそれぞれ決意と意気込みを話された。さらに、JR東海労の代表にも挨拶をしていただいた。今回も抽選はなく、全員が法廷に入ることができた。

(マイクをもっているのが関島弁護士)



## <証人尋問の様子>

午前11時から、大塚正幸証人の主尋問が西ヶ谷弁護士の質問によって始まった。職歴等の経歴について確認した後、核心のトンネル工事に因る湧水問題に関して以下のやりとりが行われた。



(大塚正幸さん)

Q：山体内地下水がひとたび抜けてしまった場合、その後に再び地下水が貯留されて元に戻るということは考えられますか？

A：トンネル工事中に河川の流量低下が生じた事例で、工事完了後に元に戻った事例はない。

Q：意見書において「トンネル内に高圧での湧水が発生する」と言われるその理由は？

A：南アルプスは過去最大の土被り、断層破碎帯の存在から、高圧突発湧水が懸念される。

- ・南アルプストンネルの水圧は50気圧以上となる。これは飛騨トンネルの事例（土被り1000メートルで水圧55気圧）からの推計である。
- ・水が節理（岩が冷えて縮む場合にできる割れ目のこと）に貯まっているのか断層破碎帯に貯まっているのかで水の出方が異なる。
- ・断層破碎帯に貯まっている場合、大量の水が溜まっていて、一気に抜けていく。
- ・節理に貯まっている場合には、節理は岩の中に自然に生ずる独立した小さなひび割れのため、なかなか水が抜けない。
- ・被告作成の地下水位予測低下量図について、工事1年後から20年後まで、トンネルが掘削される範囲の地下水位低下が著しい。

・トンネルがある限り地下水は流出し続けるので、再度地下水が貯留することはあり得ない。

Q：図5「トンネル湧水と地下水の概念」は地下水低下の概念を断面的に示したものだが、トンネルの上方の部分が地下水位の低下が著しいことを示している。この点については？

A：地下水位の低下が真っ先に生ずるのは「源頭」。源頭とは、地下水湧出部のうち一番高いところに位置するもの。概念図では源頭が低下している。つまり源頭が枯れて、下がった地下水位が源頭となり、さらに地下水位が下がることで源頭が枯れて、源頭がまた下がるという現象が生ずる。

・源頭が下がることによって沢が枯れることもあり、全体として表流水の減少をきたす。

・トンネル湧水の量は、長期的には減ってくる。大雨が降っても一時的なもので、地下水位が回復することはない。

・他方で降雨の占める割合が高くなり、降雨の影響を受けることから、雨季ではなく渇水期に問題が生ずる。肝心なのは渇水期に水を戻すことであり、時期を考えずにポンプアップしても意味がない。

Q：被告は薬液注入<プレグラウト(掘削前の注入)、ポストグラウト(掘削後の注入)>により、湧水が止まると主張するが、この点についてはどうか？

A：プレグラウトの成功例は24気圧の湧水圧であった青函トンネルであるが、南アルプスの50気圧以上の湧水圧のグラウトとは条件が異なる。

・南アルプスでのプレグラウトの問題点は、かつてないほどの高い湧水圧と地質が異なること。

・青函トンネルのポンプは70~80気圧の能力だったことからみて注入には水圧の2~3倍の圧力のポンプが必要となるが、150気圧の注入能力をもったポンプで薬液が注入されたという例は聞いたことがない。

Q：ポストグラウトを実施した実施北薩トンネルが崩落したことからどんなことが予測されるか？

A：南アルプスの場合、トンネル周囲の水圧が高いことからトンネルの破壊が懸念される。

・水圧を下げてからグラウトをするというのは、そもそも水抜きとグラウトは相反する工法だから意味がない。

・北薩トンネルが崩落した原因としては、均等な注入が難しく、生じたクラックから偏った圧力が働

いたこと(トンネルはアーチに均等な圧力がかかっている限りは丈夫だが、偏圧には弱い)。

Q：岐阜県瑞浪市大湫(おおくて)で起こった水位低下についてはどう思うか？

A：大湫町の水位低下は事前の地質調査の不十分さが主な原因だが、調査をしたとしても注入をすべきと判断した時期の誤りと考えられる。

・大湫町の地下水位低下をポストグラウトで止めることは、北薩トンネルの例があったことから難しいという判断になったと思われる。

Q：被告は、吹付けコンクリート、覆工コンクリート、防水シートにより、湧水を止めるとも主張しているが、この点については？

A：吹付けコンクリートは、地山に生のコンクリートを吹き付けるもので、その目的はトンネルを一時的に安定させるため。しかし、クラックを避けることができないことから、湧水を止めることはできない。覆工コンクリート、防水シートが湧水軽減に役立つなどという話は聞いたことがない。

・水抜きやボーリングを実施して、トンネルは水を枯らしてから掘るのが原則である。

(主尋問終わり。13:30から被告の反対尋問で再開)

#### <被告反対尋問>

Q：旭航洋を退職後はトンネル工事の現場での業務には従事していないのか？

A：コンサルとしてかかわっている。清水建設からの依頼で岩盤の放射性廃棄物の処理に関して深層処分の適地調査として難工事所在地の研究を引き続き行っていた。論文の発表も行っている。

Q：大井川のトンネル湧水の全量を戻したとしても河川流量は戻らないと述べているが？

A：戻る見通しはない。

Q：自分自身で河川流量の変化についてシミュレーションを行ったか？

A：できるわけがない。

(反対尋問終了)

#### <原告から再尋問>

Q：被告からの質問は、山体から出てくる水が減り、トンネル湧水として流れてくるのであれば、それを戻せば大井川の水の量は減らないのではないかという意味だと思う。意見書の中では、山体か

ら減った水全部がトンネル湧水になるわけではないと書かれているが、それはどういう意味か？

A：山体内の水は重力によって流れるので、すべての水がトンネルに流れるという保証はない。また、トンネルの掘削によってクラックができ、新たな水路（みずみち）ができることで、水がそちらに流れてしまうということもある。

（以上で大塚さんへの尋問は終了した。）

続いて、原告4名に対する尋問が行われた。

3名はいずれも農業従事者で大井川の水を農業用水として利用している。また、有機農法を採用している点でも共通点がある。村山さん(写真なし)は防鹿柵の設置ボランティアとして長年活動してきた。

○ 桜井さんへの主尋問は柳川弁護士から質問



Q：農業を行うきっかけおよび従事者は？

A：教員を退職してから始めて15年ほどになる。妻と息子と家族でやっている。

Q：どのような作物を育てていますか？

A：稲作、畑作では大豆や落花生などの豆類や人参などの緑黄色野菜を作っています。

Q：農業用水はどこから購入していますか？

A：大井川土地改良区広域水道からです。年間で4000円ほど払っています。

Q：農業用水の取水制限を経験されたことは何回くらいありますか？

A：5回ぐらいはあったと思います。

Q：取水制限をするかどうかは、どこが判断しているのですか？

A：長島ダムの貯水量で判断しています。ダムの底に砂が溜まってしまい、貯水量そのものが少なくなっている。

Q：トンネル工事によって、大井川の水が減少するどのような影響があるとお考えですか？

A：取水制限が増えて農業が続けられなくなる。

○ 大石さんへの主尋問は上野弁護士から質問



Q：これまでの経歴は？

A：町会議員、市議員を26年間勤める傍ら兼業農業としてやってきたが、10月に議員を辞めてからは専業農家。

Q：どのような作物を育てていますか？

A：1.4ヘクタールの耕地でお茶、オリーブ、米、野菜等を作っている。

Q：使用する水はどこから？ また使用料は？

A：大井川農業用水を管路でファームポンドという貯水槽に貯留された水を給水スタンドから取水している。使用料は年間で約3000円です。

有機農法を採用しているので普通農法と比べて使用料は少なくすんでいる。

Q：トンネル工事による大井川の水の減少についてどんなことが心配ですか？

A：牧之原市には水源がないので、飲料水も農業用水も大井川に頼っている。その水が減ると継続的に農業ができなくなってしまう。

Q：あなたは意見書で「農業は点ではなく面でやるもの」と述べているが、その意味は？

A：農業を止め農地の荒廃が進むと、近隣農地が全体として維持できなくなる。

○ 山本さんへの主尋問は内海弁護士から質問



Q：農業生産に何年ほど従事しているか？

A：藤枝市に借りている農地で12年ほどです。

Q：農業に使用する水はどこから？

A：耕作地に沿って設けられている水路から大井川の水を引き込んで使用。また、苗を育てるのに使用する水は自家用井戸から地下水をポンプで汲み上げて使用している。

Q：トンネル工事によって、大井川の水が減少するどのような影響があるとお考えですか？

A：必要な水量が確保できなくなれば農業を続けられなくなる。被告はトンネル湧水をポンプアップして大井川に戻すと言っているが、未来永劫それを行う保証はない。

○ 村山さんへの主尋問は酒井田弁護士が質問

Q：南アルプスでボランティアを始めるきっかけは何か？

A：南アルプスに通うようになり、高山植物の貴重性を学び、盗掘や踏み荒らしなどの現状を知ったためです。

Q：あなたはこの裁判にどういった立場で参加しておられますか？

A：長年高山植物保護の活動に参加してきた経過から、リニア建設により被害が生じないか不安になり、建設に疑問を持つからです。

Q：ボランティア活動の具体的内容について？

A：高山植物保護では防鹿柵の設置、保全、養生、立ち上げ、登山者への啓蒙活動、清掃活動、登山道整備です。

Q：活動地域は、何カ所程度ありますか？

A：現在は、三伏峠、聖岳、荒川岳の地域で、15～20名前後で活動している。

Q：あなたは、リニア工事が進行することについて、どういった懸念を持っておられますか？

A：水の流失に伴い山全体が枯れ、高山植物にも影響がでないか、山頂部の崩落が多く、拍車がかからないか心配です。

## <進行協議の概要>

裁判所：今後の予定については？

**原告**：最終準備書面を出す。

**被告**：尋問結果踏まえた書面を出す。

裁判所：尋問調書は1月末頃にできそうだが、最終準備書面はいつまでに提出できるか？

**原告**：そこから2か月後の3月末 **被告**：同様

裁判所：次回は6月5日（金）14:30（結審）

## <報告集会>

大塚さんから、配付した補充資料の説明とともに感想があった。また、尋問を担当した各弁護士からも感想を伺った。



## 第6回総会報告

報告集会後に総会議事を行った。

○活動報告としては、口頭弁論4回とニュース発行。

○会計報告と監査報告は下記のとおり了承された。

### 収入

項目	(円)	備考
会費・カンパ	1,074,200	237件の振込/納入率77%
匿名の寄付	90,000	ストップ・リニア訴訟の口座経由
借入金	58,707	第5期会計年度の赤字額
計	1,222,907	

### 支出

弁護団謝金	760,000	弁護団事務経費、謝金等
訴訟関連経費	35,000	証人への謝金・交通費等
郵送費	106,370	ニュース発送4回分
活動費	4,850	報告集会会場費
事務費	14,967	用紙・印刷等消耗品
手数料負担	33,063	加入者負担の振込手数料
借入金返済	268,657	前期会計での借入金の返済
計	1,222,907	

**監査報告**：入金通知書、支出領収書、出納内訳一覧表を確認し、適切に処理されていることを報告します。

2023年12月7日 監査人 増田和明 印

○ 役員は全員留任（敬称略）

訴訟の会共同代表 森伸一、林克

原告団共同御代表 桜井和好、大石和央

同 副代表 有元利通

会計監査 増田和明

事務局長 芳賀直哉

なお、事務局メンバーは事務局長から依頼。